資料１

（仮称）厚木市犯罪被害者等支援条例について

１　条例制定の背景

犯罪被害者等は、命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるという目に見える被害（一次被害）に加え、理解や配慮に欠ける言動や対応、プライバシーの侵害、誹謗中傷などによって、精神的な苦痛や身体の不調等（二次被害）の再被害にも苦しめられます。

犯罪被害者等を支える社会の構築には、行政だけではなく、市民や事業者等を含めた社会全体としての取組が不可欠であり、市民の理解の下、地域全体で共通認識を持ちながら、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを推進することが重要です。

このため、本市としての支援を行う目的や基本理念、施策、行政・市民・事業者等の責務などを明確化することで、犯罪被害者等支援に係る市民の理解を深めるとともに、社会全体で支える地域社会づくりを推進するため、厚木市犯罪被害者等支援条例を制定しようとするものです。

２　条例の構成

(1) 目的
(2) 用語の定義
(3) 基本理念
(4) 市の責務
(5) 市民の責務
(6) 事業者の責務
(7) 相談、情報の提供等
(8) 日常生活等の支援
(9) 市内に住所を有しない犯罪による被害者への支援
(10) 人材の育成
(11) 民間支援団体への支援
(12) 市民へ啓発活動
(13) 支援を行わないことができる場合
(14) 意見の反映
(15) 委任

３　今後のスケジュール

令和６年 12 月～翌１月	条例制定に対するパブリックコメント
令和７年２月	２月定例会議に条例案を提出
令和７年４月	条例施行